

西哲夢物語、あるいは明治憲法制定始末

堅 田 剛

一 何人も其一冊を有せざるなし

物語は吉野作造の古本漁りから始まる。あるとき吉野は本郷の古書店で『西哲夢物語』と題する奇妙な書物と遭遇した。ザラ紙の四六版で一四一頁分が桃色の表紙で綴じられている。標題の右側には「明治二十年十月印刷」とあり、左側には「禁売買」「附活版／換謄写」とあるばかりで、著者についても発行所についてもなんの記載もない。奥付にも印刷の年月のほかには、「著述者 不詳」と記されているだけである。

このいわくありげな書物は三部構成で、いずれものちに付された名称を用いれば、計二〇回におよぶ「グナイスト氏談話」のあとに、「普魯西憲法」と「原規」の条文が付されていた。どうやら明治憲法の制定に関わる資料を、なんらかの意図をもつ者が秘密出版のかたちで流布させたものらしい。

吉野作造は尾佐竹猛などとともに明治文化研究会の中心メンバーであった。この書物は来歴の不詳なままに、『明治文化全集』の旧版に収載された。冒頭の「グナリスト氏談話」は伊藤博文に対する憲法講義であったとの趣旨で、今中次磨が解題を書いた。さて、一九三三(昭和八)年の年頭に、やはり吉野によってこの物語の第二幕が開けられる。次に引用するのは吉野から今中にあてた葉書の一部である。

「西哲夢物語ニ就キ多少ノ理由モアリテ去年秋頃カラ伊藤博文ノ聴イタモノト推定シ人ニモ語り書キモシタノデシタガ昨日偶然ノコトカラアレハ明治十八年伏見宮貞愛親王ガ随員土方伯と共に聴聞サレタモノノ筆記タルコト明白ニナリマシタ今度ハ間違アリマセン為念御報告シテオキマス」⁽¹⁾

これを契機に新たに判明したのは、①伏見宮がベルリンでグナリストの講義を聴き、随行者が「グナリスト物語筆記」としてこれをまとめたこと、②この「グナリスト物語筆記」が『西哲夢物語』の第一部「グナリスト氏談話」の原本であること、③同第二部「普魯西憲法」は元老院蔵版『各国憲法類纂』にもとづいていること、④同第三部「原規」(日本憲法原規)はロエスラーによる私的な憲法草案にはかならないこと、⑤『西哲夢物語』と題した秘密出版には板垣退助率いる自由党員が関わっていること、等々である。

直接には右の⑤に関してであるが、板垣監修の『自由党史』には以下のような興味深い記事がみられる。

「之に次で去冬上野富左右(栃木県)、荒川高俊(静岡県)等が、グナリストの講義筆記を秘密出版に付し、私に西哲夢物語と題して発売せるに当り、神奈川の壮士伊藤仁太郎も亦た熊谷平三の委託を受けて、其数部を横浜地

方に分配せしがために、法の問う所となり、星の獄に付随して東京輕裁判所に回送せられたり。⁽²⁾

自由党の活動家たちが、一八八七（明治二〇）年の冬に『西哲夢物語』を出版して逮捕されたというのである。ちなみに、文中にみられる「星」とは星亨のことであるが、彼もまた「原規と題せる憲法草案の官文書」を数千部印刷して、全国各地にばらまき逮捕された。上野らの秘密出版事件のわずか一か月ほど前のことである。ここにいう「原規と題せる憲法草案の官文書」が、『西哲夢物語』に収載されたロエスラー草案であることは疑いない。要するに、彼らの活動は政府主導の憲法制定作業を妨害しようとしたものであり、自由民権運動の一環として性格づけることができるのである。

上野らによる『西哲夢物語』の出版のほかに、星による「原規」の配布など、憲法制定に関わる政府の機密文書の暴露は相当派手におこなわれたようで、のちにあらためて触れるが、『自由党史』は「何人も其一冊を有せざるなきの状態となり」と運動の成果を誇っている。⁽⁴⁾『西哲夢物語』の頒布などによって、憲法関連の機密文書は全国的に知られるところとなった。

以上が『西哲夢物語』の解題や『自由党史』によってこれまで明らかにしていることの概要である。秘密出版とはいえ、今日では発行者まで確認されているのだから、これにて物語はお終い、ということにしてもいい。けれども本当にそうだろうか。『西哲夢物語』の仕掛人は判明した。その内容も『明治文化全集』などで知ることができ、だが肝腎の〈西哲夢物語〉なる標題に込められた政治的・思想的な意味については、今もって未解明のままである。だとすれば、遅まきながらここで物語の第三幕が始められねばなるまい。

以下では、〈西哲夢物語〉という題名に込めた民権活動家たちの直接の意図ばかりでなく、周辺思想史の出来事

にも照明をあててみる。したがって、「西哲」なるものもグナイストとロesslerに限定しない。このほかに少なくともシュタインとモッセを加えることができるからである。ロesslerとモッセはお雇いドイツ人として来日し、実際に憲法の制定作業に関与した。グナイストとシュタインは来日こそしなかったが、それぞれベルリンとウィーンで明治政府のためにドイツ流の憲法講義をおこなった。グナイストとシュタインはドイツの学界においてライヴアル関係にあったが、モッセはグナイストの弟子であり、ロesslerはシュタインに大きな影響を受けている。また来日組のロesslerとモッセもライヴアル同士であった。要するに、日本での両人の軌轍は、グナイストとシュタインの代理戦争の観さえ呈していた。このように互いにつながりながら、彼らは伊藤博文を助けて、明治憲法の陰の制定者となったのである。

〈西哲夢物語〉の第三幕は、参議伊藤博文の渡欧から始まる。それは詔旨にもあるように「欧州立憲ノ各国」についての憲法調査を名目としていたが、実際の目的地は最初からドイツと決められていた。⁽⁵⁾

というのも、明治一四(一八八一)年の政変によってイギリス派の大隈重信を放擲し、国会の開設と憲法の制定を国民に約束したときには、伊藤博文ら政府首脳も井上毅ら法制官僚たちも、すでにドイツ型の憲法構想を既定の方針としていたからである。政変は十月に起きたが、九月にはドイツ国家学導入のために独逸学協会が設立され、十一月にはドイツ学を奨励せんとする井上毅名の提言がなされていた。明治政府そのものが、国家近代化のモデルとして公然とドイツ帝国を選択したのである。⁽⁶⁾

伊藤博文一行は翌明治一五(一八八二)年の三月一四日に横浜を出港し、五月一六日にベルリンに到着した。そして早くも一九日にはグナイストのもとを訪れている。ルドルフ・フォン・グナイスト(Rudolf von Gneist, 1816-95)は当時のドイツを代表する国法学者であった。伊藤がドイツの憲法学を学ぶべく、グナイストに教えを乞

うたのはしごく当然のことである。これにはベルリン駐在公使であり、独逸学協会の設立メンバーでもあった青木周蔵の斡旋があったと考えることができる。青木にはこの方面で実績があり、これより以前に行政法学者のヘルマン・ロエスラーを日本に送り込んでいた。⁽⁷⁾

伊藤は、グナイストが明治日本のために憲法草案を作成してくれるものと期待したのかも知れない。少なくとも憲法作製に直結するような実践的技術の伝授を期待していたふしがある。ところがグナイストの言葉は、伊藤ら憲法調査団の熱い期待に真っ向から冷水を浴びせるものであった。随行員の吉田正春の思い出によれば、グナイストは開口一番、次のように語ったという。

「それは遠方から独逸を目標にお出でくださったのは感謝の至りだが、憲法は法文ではない。精神である、国家の能力である。余は独逸人であり、且欧州人である。欧州各国の事は一通り知つて居る、独逸の事は最も能く知つて居る、が遺憾ながら日本国の事は知つて居ない。それも研究したら解るだらうが、先づ余から日本の事をお尋ね致さう、日本国の今日迄の君民の実体且は風俗人情、其他過去の歴史を明瞭に説明して貰いたい。それに就て考へて、御参考になる事は申述べても宜い。それを申上げるけれども、確か夫が貴君の御参考になるか如何か、憲法編纂の根拠になるか如何かは余に於て自信はない。」⁽⁸⁾

憲法は単なる条文ではなく、国家の歴史的精神である。グナイストのこうした歴史法学的な見解は、まったくの正論である。一国の法は他国の法の引き写しで足りるはずがなく、まして外国人に書いてもらうような類いのものではない。最高法規たる憲法なら、なおさらそうだろう。グナイストの真意が、このとき伊藤に伝わったかはわか

らない。むしろ、憲法調査の予想外の困難さに、ようやく気づいたところではなかったらうか。

伊藤に対する憲法講義は、グナイスト本人のほか弟子のアルベルト・モッセ (Albert Mosse, 1846-1925) によっても並行しておこなわれた。グナイストが国家学の基本を述べ、モッセがプロイセン憲法について逐条的な講義をおこなった。明治十五(一八八二)年の五月一九日から七月二九日まで、週三日の割合で進められたようである。この間にモッセに対する信頼は高まり、それがのちの日本招聘につながるわけだが、それはそれとして、憲法調査を成功させるためにも、伊藤はグナイストに代わる人材を急いで求めることになる。そこで白羽の矢が立ったのが、ウィーンのシュタインであった。

したがって、やがて『西哲夢物語』に収められることになる「グナイスト氏談話」は、伊藤ら憲法調査団に対する憲法講義ではありえない。談話には年の記載がないが、第一回が十月二五日に始まっており、ほぼ週一回の割合で翌年の三月三〇日に第二十回をもって終わっている。これは日程からしても、吉野が訂正したように、明治一八(一八八五)年の伏見宮滞欧時のものと解してまちがいない。

伊藤憲法調査団のほうはあとまわしにして、伏見宮禎愛に対する「グナイスト氏談話」についてももう少しこだわっておこう。憲法講義を始めるにあたり、グナイストは開口一番、次のように述べている。「モッセハ学問上ヨリ巨細ニ可申上、自分ハ實際上ヨリ大体ノ事ヲ可申⁹⁾」すなわち、伏見宮の場合にも、モッセの詳細な講義を前提にしたうえで、グナイストは「大体ノ事」のみを話すに留めようとした。もちろん「大体ノ事」とはいつても、二〇回の講義であるから量的にも相当のものにはなっている。だが、それは国家学の一般論であって必ずしも憲法条文の解釈学ではなかった。憲法は法文ではなく精神であるというグナイストの信念は、伊藤に対しても伏見宮に対しても一貫していたといえよう。

けれどもいよいよ講義の終盤になって、グナイストはついに法文を持ちだしている。第十九回の講義は次の言葉で始められた。「日本ニ於テ他日憲法制定有ルベキニ付キ、参考ノ為メ憲法ノ事ヲ談ズベシ。独逸ノ憲法ハ連邦故ニ日本ニハ適セズ。故ニ普国ノ憲法ヲ取捨スベシ。」⁽¹⁰⁾グナイストはこのように述べて、ドイツ帝国憲法ではなくプロイセン王国憲法こそが日本国憲法のモデルにふさわしいとする。最後の第十九回と第二十回の講義は、それまでとは一転して、プロイセン憲法のすべての条文につき、これを日本にあてはめた場合の取捨選択を試みるものであった。

グナイストの憲法講義の終盤は、まさしく逐条的なものであって、プロイセン憲法の各条文について、グナイストによる「日本モ此通ニテ可然」「此条可削」「適當ス可シ」といった判断が連なっている。そして最後の結論はこうである。「日本ノ憲法ハ普ノ半分弱ノ款ニテ事足ルベシ。如此ニテモ開化ノ国ト云フ可キ也。」⁽¹¹⁾すなわち、日本の憲法はプロイセン憲法を半分ほどに縮めたもので充分で、これで日本も文明国となれる、というのである。これ以上実践的な憲法講義はないかもしれないが、それにしてもいささか乱暴にはすぎない。理論に飽き時間もなくなった伏見宮が要望したのだろうか、最後の二回の講義はほとんどなげやりなものとなっている。

さて、『西哲夢物語』は、この「グナイスト氏談話」のあとにプロイセン憲法の全文を付け加えている。想定された読者は伊藤博文たちの憲法構想を粉碎しようとする人々である。吉野作造が誤解したほどだから、彼らは「グナイスト氏談話」を、伊藤が直接に聴講して持ち帰った講義録だと考えていたにちがいない。それがいずれにせよドイツ式の国家学だとは承知していたとしても、具体的な憲法案がプロイセン憲法を半分に薄めたものを知ったら、どういう反応を示しただろうか。「原規」の部分を読むまでもなく、すでに「グナイスト氏談話」だけでもって、発行者の政治的意図は成功したといわねばならない。

「グナイスト氏談話」は、伊藤ではなく伏見宮に対する憲法講義であった。だがそれはモッセとの共同講義という形態からしても、伊藤を前にしてなされたものと大きなちがいはなかったはずである。グナイストの講義録を暴露した民権活動家たちの行動は誤認にもづくものではあったが、伊藤主導の憲法制定を阻害しようとした政治的意図はある程度果たされた。だが皮肉なことに、グナイストの名前が広がったのは『西哲夢物語』の秘密出版をうじてであり、政府関係者においてはシュタインのほうがはるかにもてはやされることになる。それもこれも、伊藤が当初の予定を延期して、急遽ウィーンのシュタインのもとに向かうことに決めたからである。

二 スタインで固い頭を敲きわり

憲法調査が思いどおりに進まなかったこともあり、ベルリンの伊藤は留守居役の外務卿井上馨らにあてて、たびたび弱気な手紙を送っている。たとえば、明治一五(一八八二)年七月一日付の井上あて書簡では、「憲法や行政の取調には、テクニツカルの言語多く、自分の英語力では充分に理解することが困難なので、「独逸学に通曉する者」の必要を訴えている⁽¹²⁾。だがこれを単に語学力の不足と解するわけにはいかない。かつてサヴィニーが立法に法学を優先させたように、法を制定するためには、専門(テクニツカル)用語の体系としての法学の確立が大前提となる。ところが、当時の日本にはいまだ体系的な法学が整備されてはいなかった。そもそも伊藤らの憲法調査は、法学がないところで立法をおこなおうとする、無謀ともいえる企てであった。

伊藤がこの歴史法学的な論理に気づいたかどうかはわからない。けれども、憲法調査のためには今一度の仕切り直しが必要なことを、政治家の鋭い嗅覚で感じとったのではないか。ベルリンのグナイストからウィーンのシュタ

インへの方向転換は、伊藤によるいささか苦し紛れの決断によるものだが、ドイツ国法学の導入のためには、やはり大きな意味をもっていた。

ローレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein, 1815-90) はヘーゲルの流れをくむ国家学者である。彼はグナイストとは異なっており、かねてより日本について少なからぬ関心を寄せており、ウィーンの日本公使館との接触もあった。伊藤とシュタインを仲介したのは公使館付きの書記官であった河島醇である。伊藤はまだグナイストとモッセの講義がつづいている七月初旬に、早くもシュタイン訪問の内意を伝えている。伊藤ら憲法調査団は、留守政府に成果の不備を訴え、帰国予定を延期したうえで、ウィーン行きを決意した。まさに背水の陣であった。

伊藤は八月八日にウィーンに到着し、ただちにシュタインに会った。シュタインは夏休みにもかかわらず、快く憲法講義を引き受けてくれた。次に掲げるのは十一日付で右大臣岩倉具視にあてた伊藤書簡である。伊藤一行の憲法調査に言及する場合、必ず引用される有名なものである。

「博文来欧以来取調の廉々は、片紙に盡兼候故不申上候処、独逸にて有名なるグナイスト、スタインの両師に就き、国家組織の大体を了解する事を得て、皇室の基礎を固定し、大権を不墜の大眼目は充分相立候間、追て御報道可申上候。実に英、米、仏の自由過激論者の著述而已を金科玉条の如く誤信し、殆んど国家を傾けんとするの勢は、今日我国の現情に御座候へ共、之を挽回するの道理と手段とを得候。報国の赤心を貫徹するの時機に於て、其効験を現はすの大切なる要具と奉存候て、心私に死処を得るの心地仕候。」⁽¹³⁾

伊藤は「英、米、仏の自由過激論者」の影響を受けた自由民権運動に対して、ようやく劣勢を挽回する道理と手

段を獲得したと宣言する。「心私(ひそか)に死処を得るの心地」とはいかにも尋常ならざる表現で、色川大吉の表現によればなるほど「異常に昂揚した心境」の伝わる手紙ではある。¹⁴⁾ それにしても、ベルリンで弱音を吐いていた伊藤の、この豹変ぶりはなんだろうか。ウィーンに着いてわずか三日後の手紙であることを考えるならば、よほどシュタインの応対に感激したとしかいいようがない。とはいえ、伊藤が「グナイスト、スタインの両師」と並べて書いていることに示唆されるように、少なくとも彼にとって、両者の憲法学説の微妙な差異などは問題でなかった。もっぱらシュタインの愛想の良さが、伊藤に自信をもたらし、かくも高ぶった手紙を書かせたのである。

伊藤博文をはじめとする日本人にとってのシュタイン、つまり「日本におけるシュタイン問題」については、瀧井一博の研究が秀逸である。¹⁵⁾ 瀧井によれば、①シュタインは前もって日本におけるシュタイン問題¹⁶⁾については、瀧井調査に積極的に協力し、③その後も日本の政治家や留学生を多く迎え入れ、④こうした縁で没後は日本で大がかりな追悼会が催された。このような重層的な友好関係を「愛想の良さ」などと括ってしまうのは雑駁にすぎようが、しかし、根本的にはさほどのを外れてはいないだろう。

シュタインの憲法講義は、九月一日から始まり十月末までつづいた。グナイストとは異なって英語を用いておこなわれたという。だがこれよりも注目すべきなのは、講義が始まる前の八月下旬に、伊藤がシュタイン招聘の交渉を始めている、という点である。シュタインを日本に招くことについては、伊藤は当人はもとより留守政府に対しても、くりかえし要請している。これも第一の理由はシュタインを好ましい人物とみたからこそであろうが、もちろん、ここには学問的ないしは政治的理由もあった。次に紹介するのは十月二二日付の井上馨あて書簡である。

「スタイン備入の事は、近日電報にて相伺可申つもりに御座候処、此儀は国家将来の為、屹度其効驗有之候儀と

奉存候故、偏に御助力懇願仕候。勿論如同人大学者にしてモナルキツカルプリンシプルを主唱する者は、世界に
 多人数は無之、大概は流行に附和したるデモカラシー主義の学者多く、我國に輸入して寸益も無之候。愈スタイ
 ン傭入御許可の上は、政府のアドバイセルにして、学問上のシステムをレホルム為致候事も傍ら為致従事度、人
 民の精神を直すは、学校本より改正するの外無之候。」⁽¹⁶⁾

伊藤は民権主義（デモカラシー主義）に抗して、シュタインの君権主義（モナルキツカルプリンシプル）を導入
 しようとした。そのために、シュタイン自身を日本に招こうとした。シュタインの国家論を「君権主義」と要約す
 るのは行きすぎだとしても、伊藤は目先の憲法制定のみならず国家学確立の必要を感じはじめていた。あえて想像
 をたくましくすれば、グナイストが憲法は単なる法文ではないと述べたことの意味を、シュタイン招聘というかた
 ちで理解したということか。伊藤の構想は、シュタインを立法と行政に関わる政府顧問とすることはもちろんだ
 が、学校制度の改革（レホルム）をも射程に入れたものであった。

だがシュタイン招聘については、憲法制定との絡みでもう一つ気になる点がある。それは意外にも民権論者では
 なく、あるお雇いドイツ人についてのものである。問題の個所は八月二七日付の伊藤の手紙にみられる。これは山
 田顕義内務卿にあてたものであるが、プロイセン憲法によれば君主は憲法を超越すると述べたうえで、伊藤は次の
 ようにいう。すなわち、「ロイセレルの説は自由に傾斜せることを往々発見せり。此人李国の政治に反対家なり」⁽¹⁷⁾

この書簡にいう「ロイセレル」とは、すでに井上毅のもとにあって憲法制定の準備作業に参与していたヘルマン
 ・ロエスラー（Karl Friedrich Hermann Roessler, 1834-94）のことである。伊藤はドイツに赴いて実際に憲法講義を

受けることで、グナイストとシュタインを「守旧に傾斜」するがゆえに深く信頼することとなった。⁽¹⁸⁾ 彼らがともに議会と政府に対する君主の超然性を主張したからである。だがロesslerは君主の権限を憲法の内部に留めようとしているらしい。彼はドイツ本国では危険人物として疎まれていたというではないか。

こうした評価が正しいかどうかは別として、伊藤がこのとき以来ロesslerに不信感を抱くようになったのは確かである。あるいはこのことが、シュタイン招聘やモッセ雇い入れにつながったのかもしれない。

シュタインは高齢を理由にこの招聘を断った。けれども、ウィーンの日本公使館で常任の顧問として働くこと、および当地で日本人留学生の世話を引き受けることを約束した。こうして彼はあらためて天皇により、「在奥公使館付法律顧問」(Juristischer Berater bei der Botschaft in Österreich)に任命されることになった。年俸二千銀円であった⁽²⁰⁾という。シュタインは来日こそしなかったが、実質的にはいわゆる「お雇い」の身分になったのである。

さて、伊藤博文が先鞭をつけることによって、日本ではこれ以降「シュタイン詣で」と呼ばれる奇異な現象が起きた。⁽²¹⁾ 皇族・政治家・宗教家・学者を問わず、渡欧の機会にウィーンのシュタインを訪ねるといふ、お伊勢参りにも似た現象である。それは伊藤が憲法講義を受けた明治一五(一八八二)年から、シュタイン死去直前の明治二三(一八九〇)年まで切れ目なしにつづいている。

瀧井一博の研究にしたがって、⁽²²⁾ 主な人物だけを挙げてみよう。明治一五年…有栖川宮熾仁、林薫、後藤象二郎。一六年…北畠道竜。一七年…三好退蔵、大山巖。一八年…浜尾新、菊池大麓、陸奥宗光、西園寺公望、藤波言忠、三島通庸。一九年…西郷従道、谷干城、井上哲次郎。二〇年…乃木希典、黒田清隆、小松宮彰仁、石黒忠恵、海江田信義、河島醇。二一年…吉田作弥、石田英吉。二二年…山県有朋、村田保、金子堅太郎、有栖川宮威仁、金井延。明治二三年…嘉納治五郎。

このリストには単なる表敬訪問にすぎないものも含まれているが、それにしても大変な盛況ぶりではある。有栖川宮熾仁に随行した林薫は、回想録のなかでその盛況ぶりを次のように記している。

「伊藤公がスタインの講釈を聞けりと云うことよりして、スタインは一時日本人間に流行子（はやりっこ）となり、欧州視察に行く者、博士に面会せざれば、有馬に行つて温泉に浴せざるの心地したり。中には、博士と有名な普国の宰相とを混じて、同一人なりと思えるもあり。日本に於て有名な僧が、博士に就き仏学の質問を為して、其説に感服したるもあり。以て、当時博士に対する日本人の思想如何を知るべし。」⁽²³⁾

これに関して穂積陳重も面白いことをいっている。穂積自身は明治一四（一八八一）年に留学から戻つたので、シュタイン詣ではしていないけれども、やはりドイツ歴史法学の影響を受け、加藤弘之とともにドイツ法学の導入に尽力した。また憲法の制定には直接は参画しなかつたものの、ドイツ式の民法典を編纂したこともよく知られている。⁽²⁴⁾ その穂積が『法窓夜話』のなかで「舶来学説」と題して述べている。彼は自分の学説が「西哲曰ク」などとして引用されることを皮肉つて、「今後西哲タルノ光荣ヲ固辞セントス」などと書いた経験から語り始める。そして舶来物信仰の典型としてシュタイン崇拜の事例を引き合いに出すのである。

「故に新学問の初期即ち明治二十年代位に至るまでは、西洋人の説とさえいえば、無暗にこれを有難がつたものであった。例えば伊藤公が憲法取調のために洋行し、スタイン博士に諮詢された以後数年間は、スタインが流行者で、同氏の説だと言えば当時の老高官連は直ちに感服したものであった。当時の川柳に『スタイン（石）で固

い頭を敲き破(わ)り』というのがあった。⁽²⁵⁾

穂積陳重が回顧するのも、同時代のシュタイン流行現象である。それはそのとおりなのだが、「石」(Stein)ならぬシュタイン(スタイン)博士の名前は、そのままグナイストにもモッセにもロエスラーにも変換することができずである。穂積のようにこれを「西哲」つまり西洋の碩学一般にまで広げてしまう前に、まずはドイツの国法学や私法学の一大流行として押さえておいたほうがいい。この潮流のなかに穂積自身も含まれることを確認しておくためである。

それにしても、穂積が〈西哲〉という言葉を使ったのは偶然だろうか。まさか『西哲夢物語』に直結はしないだろうが、それにしても看過するわけにはいかない。ありふれた言葉にちがいないとはいえず、〈西哲〉∥ドイツの法学者という等式は穂積においても十分に成り立つからである。問題にすべきは、実は「シュタイン詣で」のみではない。グナイスト詣でもロエスラー詣でも同じなのであって、憲法制定という国家的プロジェクトを契機に一挙に現出したドイツ学流行の奔流こそが、〈西哲〉の実際に意味するものであった。

「シュタイン詣で」によって始まったのは、「彼奴(あいつ)も此奴(こいつ)も独逸(どいつ)でなくては夜が明けぬ」、まさしくドイツ学の時代であった。山室信一はやはり先の林薫の回顧録に触れながら、当時の雑誌に載せられた「独逸風吹き来たれり」という一文を紹介している。

「嗟呼吹けよ独逸風吹けよ政治も汝の風となれ、学問も汝の風となれ、陸軍も汝の風となれ、書生の帽子も汝の風となれ、麦酒(ビール)も汝の風となれ、吾人は汝の来るを知る、然れとも其の何故に来るかを知らざるな

り。社会学先生曰く是れ狂風なりと、吾人其の故を問ふ、先生笑て答へす。⁽²⁶⁾

「独逸風（どいつかぜ）」は吹き荒れ、政治も学問も軍隊も教育も風俗までも独逸風（どいつふう）に染め上げた。首謀者は伊藤博文で、煽り食ったのはイギリスやフランスの社会思想を身につけた民権論者たちであった。彼らは伊藤によるドイツ型の憲法制定に危機感を抱き、あらゆる手段でこれを阻止しようとした。自由党の星亨らが『西哲夢物語』を秘密出版したのも、むしろ抵抗の意志表明であったのはいうまでもない。

ところで、独逸風の由来について笑って答えなかった「社会学先生」であるが、これはどうしても中江兆民を連想させずにはおかない。実は兆民が漫画を使って伊藤博文を風刺した、という有力な説があるのだ。しかもそれは憲法の制定過程とも無縁ではない。『西哲夢物語』について語ろうとしてまたもや遠回りになりそうだが、ここは是非とも伊藤を描いた問題の漫画についてみておきたい。

三 夏島の畔に高まくら

伊藤博文が一年五か月にもおよぶ憲法調査の旅から帰国したのは、明治一六（一八八三）年の八月三日のことであった。詳細は省くが、これ以降、憲法の制定作業はいよいよ本格化することになる。伊藤のもと作業の中枢を担ったのは、井上毅・伊東巳代治・金子堅太郎の三人であった。

明治二〇（一八八七）年にもなると、憲法編纂は最終局面に入る。六月になって、伊藤らは神奈川県下金沢沖の夏島の別邸に移り、草案の総仕上げに取りかかった。しかしながら、徹底した秘密主義のため、伊藤が別邸でなに

をしているか国民は知るすべもなかった。そこに一枚の時局漫画が現れる。それは「ヴァカンス」(En Vacances)と題され、「田舎の愉しみ——夏島」(Les plaisirs de la campagne——Kadzima)と副題が付けられていた。同年九月一日の風刺雑誌『トバエ』(Tobae)の一五号に載ったもので、作者はフランス人の画家ジョルジュ・ビゴ (Georges Ferdinand Bigot, 1860-1927) である。

その漫画には明らかに伊藤博文とおぼしき人物が描かれている。浴衣姿で芸者の膝にもたれ、右手に持った盃にもう一人の芸者が酌をしている図である。膳の上には焼いた鯛が乗り、座敷には三味線が転がっている。料亭で酒を飲み眠くなって膝枕、というところだろう。そして背後の屏風には、四行にわたって達者な日本語が書かれている。それを読んでみよう。

「久尔(くに)は捨て於けお前が大事

臥枕窃窕美人膝

腥握堂々天下権

夏島(かじま)乃畔に高まくら⁽²⁷⁾」

ビゴの『トバエ』(第二次)は、明治二〇(一八八七)年二月発刊の時局風刺を目的とした漫画雑誌であった。この雑誌は横浜などの在留フランス人社会に向けて発行されたが、漫画にフランス語のキャプションだけでなく、これとは独立した日本語を書き込むことにより、日本人の読者をも獲得した。その多くは反政府系の人々、はっきりいえば自由民権運動の活動家たちであった。

民権運動といえ、『トバエ』は中江兆民と密接な関係にあったという説がある。⁽²⁸⁾ というのも、ビゴーは兆民が主宰する仏学塾に教師として雇われたことがあり、この点での両者の交流は疑いないからである。清水勲によれば、『トバエ』の漫画に添えられた日本文は、筆跡こそ兆民のものではないが、その原文は兆民が提供したらしいという。たしかに、フランス語の素養や漢文の知識や文章の癖などからしても、この仮説には大いに説得力がある。

ビゴーはフランス人として、兆民は民権思想家として、ともに「独逸風」の流行を苦々しく思っていた。たとえば『トバエ』二一号（明治二〇年十二月）の「政府の料理」と題する漫画では、料理をすすめるドイツ人とこれを味見しようとする日本人が描かれているが、鍋から立ちのぼる湯気には「ドイツのソーセージ」(saucisses allemandes)、樽には「ドイツのビール」(bière allemande)、その下には「塩漬キャベツ」(choucroute)と書いてある。こうしたドイツの食事に対して、「こんなまずいものが食えるか!!」というのが、ビゴーのキャプションなのである。⁽²⁹⁾

ドイツ嫌いという点では、兆民も同じであった。先に「独逸風吹き来たれり」という一文を紹介し、ここに現れる「社会学先生」を中江兆民と重ねてみた。この一文は徳富蘇峰主宰の『国民之友』二号（明治二〇年三月）に載った。『国民之友』といえ、兆民が『三酔人経綸問答』（明治二〇年五月）の初稿を発表した雑誌である。奇しくも『トバエ』と『国民之友』は同年の同月同日に創刊されたのだが、兆民はその双方に関係していた。いまだ確証はないけれども、「独逸風」の風靡に笑って答えなかった「社会学先生」とは、おそらくは南海先生こと中江兆民であったにちがいない。このいかにも気になる兆民先生については、最後にもう一度登場してもらおうつもりである。

それにしても、こうした一連の出来事がすべて明治二〇（一八八七）年に立て続けに起きていることに注目した

い。あらためて時系列を追って整理しなおしてみよう。

二月一五日 『トバエ』および『国民之友』創刊。

三月一日 「独逸風吹き来たれり」(『国民の友』二号)

五月 中江兆民『三酔人経綸問答』出版。

六月 伊藤博文、夏島で憲法草案を検討する。

九月一五日 「ヴァカンス——田舎の楽しみ——夏島」(『トバエ』一五号)

十二月一五日 「政府の料理」(『トバエ』二二号)

忘れないうちに付け加えておけば、九月ごろから星亨らによる秘密出版が企てられ、そのなかで十月には例の『西哲夢物語』が出された。また十二月には保安条例によって、星亨も中江兆民も東京から追放された。このことについてのものに再論する。ここではさしあたり、明治二〇年という年における政府と民権運動のせめぎ合いを確かめておけばよい。

このせめぎ合いは、政府のほうからみれば、まさしく憲法制定の成否に関わるものであった。しかしながら、民権側の攻撃はやや的を外して、もっぱら条約改正や言論出版の問題に向けられていた。つまり憲法問題について、有効な議論を提示していないのである。

「ヴァカンス」の漫画にしてもそうだ。ビゴーあるいは兆民は、美人の膝枕でくつろぐ伊藤博文という、いかにもありそうな設定で彼を批判することには成功している。ところが、ヴァカンスどころか、まさにこの夏島で憲法

が産の声を上げつつあったことには気づいていない。最高権力者をからかうつもりが、実はだまされていた、ということなのだ。

『西哲夢物語』にしても同様のことがいえる。すでに指摘したように、その内容は政府の憲法草案そのものではなかった。「グナリスト氏談話」にしても「普魯西憲法」にしても「原規」にしても、いずれも憲法制定に深く関わってはいたけれども、憲法草案の周辺にあった資料に留まるのである。誤解のないようにくりかえすが、『西哲夢物語』は憲法制定作業に深く関わっていた。だが憲法草案そのものではなかった。

中江兆民や星亨が惜しくも核心に到達できなかったのは、もっぱら伊藤の徹底した秘密主義による。だがその仕掛け人は伊藤本人というより、井上毅であったかもしれない。井上は早くも明治一四（一八八一）年の段階で、しかも憲法制定の詔勅が出される前の時点で、憲法制定の秘密主義を提言していたからである。井上は七月一日付で、右大臣の岩倉具視にあてこう書いていた。

「憲法何々某の手に起草せりと世間に公伝するときは、特に物議を来すのみならず、其憲法なる者、忽ち世の尊敬を失ふべし。尊敬なきの憲法は却て憲法なきに若かざるに至らん⁽³⁰⁾。」

憲法は最高法規であるから、国民からとくに尊重されねばならない。そのためには起草者が具体的に特定されるはならない。起草者が特定されると、憲法が政争の具に利用されかねないからである。とくに日本においては、憲法は神なる天皇が定めたものとして、神秘の装いをこらすべきである。井上の提言を素直に読めば、そのように解釈することができる。

しかし、もう少しうがった見方もできるだろう。この提言にみられるのは、欽定の形式をとろうと、岩倉や伊藤が政治的に主導しようとして、直接に憲法条文を起草するのは法制官僚たる自分しかいない、という井上の強烈な自負心である。実際、明治一四年の政変に先だって、井上はまずは岩倉具視に働きかけて憲法の「大綱領」を作成した。翌一五年に伊藤博文をドイツに送り出したあとも、憲法編纂の準備を着々と進めていた。岩倉は伊藤の帰国直前に死去したが、井上は今度は伊藤のもとで憲法の起草に関わった。憲法施行後に伊藤名で出した『憲法義解』も、実は井上の手になるものである。

要するに、実際の憲法起草者は井上毅であった。すなわち、欽定憲法の背後には政治家伊藤がおり、伊藤の裏には官僚井上がいた、という構図になる。右に掲げた井上の文章は、真の起草者たる自分自身を隠して黒衣役に徹する、という意思表示にほかならなかった。

ところがもう一人、「井上の傍らにはロesslerがいた。」(Neben Inoue aber stand Roessler.) ジーメスはこのように指摘している。⁽³¹⁾ シュタインの社会君主制理論の影響を受け、そのゆえにグナイストから警戒されていた、あのロesslerである。伊藤はドイツの政界と学界に接触して、ロesslerがある種の危険人物であることを知らされた。「此人李国の政治に反対家なり」という伊藤の手紙を思い出してほしい。こともあろうに、明治政府は憲法起草の最深部に社会主義者を招いてしまったのである。

またもや『西哲夢物語』であるが、これは期せずして井上とロesslerの両者に関わっている。

まず井上毅である。『西哲夢物語』の第二部は「普魯西憲法」であった。これは第一部「グナイスト氏談話」の付録という性格をもつが、実はそれ自体で独立した意味も有している。前に「普魯西憲法」の部は元老院蔵版『各国憲法類纂』によるという説を紹介した。ところが鈴木安蔵の研究によると、それは明治一五(一八八二)年の博聞

社版『李国憲法』、さらに明治五（一八七二）年の明法寮版『王国建国法』と基本的には同じものだという。しかも井上毅がその翻訳者であった。彼はドイツ語ができなかったから、フランス語訳から日本語に重訳したのである。鈴木説の結論部分だけを次に引用する。

「明治十四年十二月印行の元老院『各国憲法類纂』に用ゐられてゐる旧プロシア憲法訳文を検討すると、それが井上の『王国建国法』をテキストとしたものであることは明らかである。そして、この元老院の『類纂』のが、他の機会にも考証したやうに、『西哲夢物語』附載の旧プロシア憲法の直接のテキストとなつたのであるが、その原型、最初の訳文は、以上のごとく井上毅の訳注せるものに外ならないのである。」⁽³²⁾

いよいよ『西哲夢物語』の第三部「原規」である。これが「井上の傍ら」にいたロesslerの憲法私案であったことは、すでに明らかにしておいた。ここにいう「原規」とは、「日本憲法原規」のことであるが、これはロesslerが井上の求めに応じて、明治二〇（一八八七）年の四月に作成した憲法原案である。原文はドイツ語であるが、伊東巳代治がこれを翻訳した。ただし、より厳密にいうならば、「原規」（Grundbestimmung）は、直接にはロessler草案の第一条のみを指しており、草案全体についての標題ではない。以下に九十四条からなる全体の構成を掲げておく。⁽³³⁾

原規（Grundbestimmung）（第一条）

第一章 天皇（Vom Kaiser）（第二条〜第十六条）

- 第二章 国会 (Vom Reichstag) (第十七条~第三十六条)
- 第三章 国会ノ権利 (Von den Rechten des Reichstags) (第三十七条~第四十九条)
- 第四章 権利義務 (Von den allgemeinen Rechten und Pflichten) (第五十条~第六十一条)
- 第五章 司法 (Von der Rechtspflege) (第六十二条~第七十条)
- 第六章 行政 (Von der Verwaltung) (第七十一条~第八十条)
- 第七章 財政 (Vom Staatshaushalt) (第八十一条~第八十九条)
- 第八章 通則 (Allgemeine Bestimmungen) (第九十条~第九十四条)

ロエスラーの草案はけっしてプロイセン憲法の引き写しではないし、明治二二(一八八九)年の「大日本帝国憲法」とも大いに異なる。けれども、内容は別にして形式についていえば、ほとんど完成品と云っていいほどに整った憲法草案であった。

ロエスラーの草案は、天皇の主権者としての地位を認めながら、総じてこれを憲法の枠内に位置づけようとする。それは見方によれば天皇の絶対的権力を承認することになるが、これを裏返せば天皇を憲法内の一機関として相対化することにもなる。立憲君主制とは君主権の相対化の理論であるはずだが、これを明治日本に当てはめてみた場合、天皇の神秘性、つまり超法規性にこだわる勢力からは批判されることになる。

井上や伊藤が問題視したのも、結局は天皇の地位についてであった。最終的には井上毅みずからが別個に草案を作成することになり、ロエスラー草案はあくまでも参考資料ということに留まった。

夏島でおこなわれていたのは、まさに憲法と天皇のありうべき関係をめぐる根底的な論争であった。このときに

近代日本の性格が決まったのである。ビゴアの想像したように、伊藤はけっして美人の膝にもたれて高まくだいでたのではない。

しかしながら、それでもなおビゴアの漫画は捨てがたい。夏島における伊藤博文と、彼にそれぞれ憲法草案を提出した井上およびロエスラーの関係を表すにはやはりあの漫画が最もふさわしいように見えてくるからだ。さしずめ、伊藤に膝を預けている芸者が井上毅で、伊藤に酒を注いでいるもう一人の芸者がロエスラーということになるうか。

では、肝腎の『西哲夢物語』のほうは、その後どうなったのだろうか。果たして伊藤に一矢報いることに成功したのか否か。

四 通読一遍唯だ苦笑するのみ

『西哲夢物語』の秘密出版については、大久保利謙が自由民権運動との関わりで詳しく述べている。³⁴ 明治一四年の政変以後、自由党は政府の干渉もあって解党にまで追い込まれた。だが一九（一八八六）年の秋から翌二〇年にかけて、星亨や中江兆民を中心に自由党の再建運動が起きて、再び民権派の活動が盛んになった。ときの政府は伊藤博文と井上馨らの長州閥が実権を握っていたが、これに対しては政府中枢にも反感をもつ者が少なくなかった。大久保によれば、一連の秘密出版事件は、民権派と反伊藤勢力が条約改正問題を契機に相呼応して引き起こしたものだという。

たとえば、勝安房は欧化政策の行き過ぎを厳しく非難した。これは国粹主義的なものであったとしても、お雇い

フランス人のポアンナードも井上外務大臣の条約改正案を批判した。また農商務大臣の谷干城が薩長の独裁を攻撃する意見書を提出した。さらに板垣退助は、伯爵位の授与を拒み、政府の政策全般を難ずる封事を上奏して下野した。⁽³⁵⁾ こうした政府批判の文書が、ことごとく外部に漏洩して、民権派の手にわたったのである。

民権派は一連の政府批判文書をあらゆる手段で入手し、これを秘密出版のかたちで流布させた。『西哲夢物語』を構成する諸文書も、その過程で暴露されることになる。『自由党史』は秘密出版活動の成果を誇らしげに記録している。

「秘密出版は、幾処にも行はれ、板垣の封事、谷及び勝の意見書、ポアンナードの建言書、憲法草案と題する文書、グナイストの講義筆記の類、瞬く間に排印して、所在に飛行し、何人も其一冊を有せざるなきの状態となり、探偵厳密に搜索するも、之を糺頭する能はず。⁽³⁶⁾」

「何人も其一冊を有せざるなきの状態」となった右の秘密文書のうち、「憲法草案と題する文書」および「グナイストの講義筆記」が『西哲夢物語』としてまとめられたことは、あらかじめ指摘するまでもあるまい。民権活動家たちは、伊藤がドイツに赴いた際にグナイストからプロイセン憲法にもとづいた講義を受け、これをもとに日本憲法の草案を作った、という物語を想定した。伊藤政府と反体制民権派の各々の政治的思惑を排除して、ことを『西哲夢物語』の出版に限定すれば、そのように整理することができる。

一連の秘密出版事件が摘発されたあとになるが、後藤象二郎系の機関誌『政論』創刊号（明治二二／一八八八年六月）は、「枢密院にて取調中の憲法草案」と題して、次のような記事を載せている。少し長いが引用する。

「目下枢密院に於て取調中なる憲法草案は、ドンナなるものなるや余輩は未だ其大略をだも聞知せざるが故に固より詳細の事を報ずるの由なけれども、窃に道路に漏るる所の風説に拠れば、右の草案は大抵欧州諸国の憲法を参酌したるものにして其文面さへ翻訳に類する所多けれども、中には近時我国に有名なる独乙の政学者グナイスト先生の勸告を納れて起稿せられしかと思ふ箇所も尠からずと云へり。」

「然れども余輩の目を以て之を見ればグナイスト先生の意見なるものは杜撰孟浪の太甚しきものにて、堂々たる大学者の説とも思はれざれば、世上に流伝するが如く日本の政事家に向つて話されたるものは、先生が午睡の寢言たるに過ぎざるべし。恰憫なる我が明治政府に於て、斯る寢言を採用せらるるの理は万々之れ無べきを以て、憲法草案中にグナイスト先生の勸告を納れられし箇条ありと云ふの一段は、全く齊東野人の妄言に出るものなるべしと信ずるなり。余輩は余輩の信ずる所を証明し得る機会の一刻も速かに到来せんことを佇望するの外なきのみ。」³⁷

『西哲夢物語』は、「グナイスト氏談話」「普魯西憲法」「原規」という三種類の秘密文書を単純に綴じ合わせたものではない。本当はそうだったとしても、これを一編の物語として読む者は、伊藤がグナイスト説を採用してプロイセン憲法をもとに日本憲法を制定した、という筋書きを思い描くことになる。『政論』記事の執筆者がその物語を作り出したのか信じ込んだのかは別として、であるからこそ彼のグナイスト観は手厳しいものとなる。いわく、グナイストの見解は「杜撰孟浪」であり、「午睡の寢言」であると。

すでに紹介したように、「グナイスト氏談話」の後半はプロイセン憲法を半分ほどに縮めて日本憲法とすべし、と

いうものであったから、そのかぎりでも杜撰孟浪なる批判は当たっている。しかしながら、グナイストの憲法講義をたとえばシュタインやロesslerのそれと比較したうえで批判かという点に尽きるのである。民権派が問題とするのは、それがもっぱら「独逸風」のものであったという点に尽きるのである。

だがそのようなことはどうでも良い。というのも、もう一つの「午睡の寢言」という悪口のほうだが、『西哲夢物語』を語るにはふさわしいように思えるからである。

これまでであえて確認しなかったが、〈西哲夢物語〉という標題は、明らかに高野長英の『夢物語』(天保九／一八三八)を踏まえたものである。⁽³⁸⁾もとより高野長英の幕府批判と民権派の政府批判は文脈を大いに異にするけれども、夢物語に名を借りての政策批判であることに変わりはない。民権派の壮士たちからみて、長英は革命運動の先駆者であったということだ。

期せずして、ということを前提にしての話だが、『夢物語』といい、『西哲夢物語』といい、「午睡の寢言」批判といい、民権派は〈夢〉に託して政府を揶揄するのが好きである。そういえば、ビゴアの「夏島の畔に高まくら」の漫画も、〈夢〉のモチーフから逸れてはいない。グナイストやシュタインやロesslerの「独逸風」憲法講義も、伊藤の「独逸風」憲法構想も、明治日本の現実からはしよせん〈夢〉にすぎなかった、ということだろうか。

それはともかく、ビゴアの漫画が伊藤博文の夏島での行状を誤認したように、『西哲夢物語』も伊藤らによる憲法制定の実際に迫りうるものではなかった。『西哲夢物語』は、その構成部分の各々について少しずつの外して刊行されたからである。

すなわち、第一に、「グナイスト氏談話」は、伊藤博文ではなく伏見宮が聴いた憲法講義であった。第二に、「普魯西憲法」も伊藤の憲法調査とは直接の関係がなく、井上毅がフランス語から重訳したものであった。第三に、「原

規」は明治政府の公式な憲法草案ではなく、ロエスラーによる憲法私案にすぎなかった。

けれども、にもかかわらず、第一に、伊藤はグナイストおよびシュタインのドイツ憲法学に大いに感銘した。第二に、「普魯西憲法」の翻訳者は実質的な憲法作成者たる井上毅であった。第三に、私案とはいえ「原規」は井上の最大の協力者ロエスラーによって書かれた。この意味では、『西哲夢物語』の刊行は、伊藤・井上・ロエスラーという、まさしく憲法制定作業の中樞を衝くものであったといえることができる。

民権派は「三大事件」、つまり地租軽減・言論集会の自由・外交刷新の建白運動を起こし、また自由党派と改進黨系の大同団結を図った。この過程で伊藤政権を揺さぶる目的のもと、一連の秘密出版事件が引き起こされたというわけである。これに対して政府は明治二〇（一八八七）年十二月二五日に保安条例を公布して、民権派の幹部や活動家を東京から一斉に追放した。その中には、星亨や中江兆民も含まれている。さらに秘密出版事件については、出版条例違反の廉で星亨一派を告発した。

以下に掲げるのは星一派に対する東京輕罪裁判所の裁判言渡書（明治二一／一八八八年七月三日付）である。判決文ということもあって非常に読みにくいが、『西哲夢物語』と他の秘密出版との関連をここで総括しておきたい。

〔前略〕第一被告星亨、寺田寛、石黒涵一郎は、曩きに谷干城、板垣退助、勝安房が内閣に差出したる意見書并に原規と題したる一篇の公けにせざる官の文書を印刷して広く同志に頒たんとするの念慮ある折柄、〔中略〕乃ち亨よりは各種を五百部即二千部、涵一郎よりは各種を百部即四百部の印刷方を寛に依頼したるに依り、寛は當時自分の所持する所の右四文書の原本を以て自分入用の分を合せ、総計四千部の印刷製本を被告前野茂久次に注文したり。〔中略〕第四被告伊藤仁太郎は、明治二十年十一月中上野富左右、荒川高俊等が出版条例に違背して印

刷発売したる所の西哲夢物語と私に題したる一篇は公にせざる官の文書なることの情を知りながら、熊谷平三の委託を受けて其数部を神奈川県横浜に於て乗田弥吉等に耄冊代価四十銭にて売渡したるものなり。³⁹⁾

裁判の結果、星亨はロesslerの「原規」等の出版依頼により軽禁固一年六月、伊藤仁太郎は『西哲夢物語』の頒布により罰金二〇円の処分を受けた。大久保利謙によれば、これらの文書は星の一派が盗み出したもので資金源も星だとするが、⁴⁰⁾裁判言渡書を見るかぎり、そうしたことがらには言及されていない。

星らの暴露戦術にもかかわらず、明治憲法すなわち「大日本帝国憲法」は完成し、明治二二（一八八九）年の二月十一日に憲法発布式が挙行された。当日の朝、文部大臣森有礼が刺殺されるという不吉な門出であった。憲法発布をめぐる国民の反応は様々に伝えられているが、まずはもう一度ビゴーに登場してもらおう。

憲法発布直後の『トバエ』四九号（二月一五日）には、式典に向かう町の名士などを描いた何枚かの漫画が載った。彼らはまったく似合わないシルクハットを被ったり、帽子に日の丸の小旗を挿している。肩に担いだ旗や行列には「憲法よ永遠に」(Constitution for ever) とか「憲法万歳」(Vive la constitution) という文字が精一杯の皮肉を込めて書かれている。⁴¹⁾けれども、かつて夏島の伊藤博文を描いたような強烈な毒は、もはや失われてしまったようにみえる。

では、ビゴーの同志中江兆民はどうであったか。幸徳秋水の『兆民先生』は、憲法の条文を読んだ兆民について、「先生通読一遍唯だ苦笑する耳」と記している。⁴²⁾「独逸風」の由来について笑って答えなかった「社会学先生」は、独逸風憲法の完成についても、ただ苦笑するのみであった。

ビゴーも兆民も元気がない。ちなみに、『西哲夢物語』事件に連座して入獄していた星亨は、まさに憲法発布の当

日、大赦令によって罪を免除された。彼もまたどうにも動きようがない。

しかし、自由民権運動にも第二世代が出現したようだ。ビゴアの『トバエ』ではなく、宮武外骨の『頓知協会雑誌』を見てみよう。その二八号（二月二八日）には、「大日本頓知研法発布式」の漫画（安達吟光筆）が載っている。それは宮中正殿で骸骨が「大日本頓知研法」を下付するという、まことにグロテスクなものであった。外骨と骸骨、憲法と「研法」というわけだが、明らかに憲法発布式のパロディーであった。外骨はさらに「大日本頓知研法」をみずから起草して伊藤憲法の対案とした。その第一条には、「大頓知協会ハ讚岐へ移民ノ外骨之ヲ統治ス」とある。外骨は天皇を骸骨に見立てたことで不敬罪に問われ、重禁固三年の刑を受けた⁽⁴³⁾。外骨二三歳の快挙である。

そのとき宮武外骨が『西哲夢物語』を読んでいたかどうかはわからない。けれども後年、外骨は明治文化研究会の会員となった。吉野作造の主宰する研究会である。そもそも明治憲法の制定をめぐるこの物語は吉野が『西哲夢物語』を発見したことから始まった。してみればこの物語は、明治文化研究会の周りを一巡りしただけということになる。

だが最後にもう一つ。憲法発布の翌年、明治二三（一八九〇）年十月のある日、東京で「スタイン翁追吊会」がおこなわれた。出席者は伊藤博文をはじめ、山県有朋、谷干城、伊東巳代治等、いずれも生前スタインに教えを受けた人々であった。なんと追吊会は神道式でおこなわれ、神官が祝詞を唱え参列者は玉串を供えてスタインの功績を称えたとい⁽⁴⁴⁾う。

明治憲法がシュタインらドイツ国法学の産物であったとしても、シュタインが多くの日本人に慕われていたとしても、神式で祭るとは、骸骨の漫画よりさらにグロテスクな光景である。明治憲法制定にまつわるロマンと悪夢は、『西哲夢物語』の一件が落着いても、まだ終わっていない。

注

- (1) 今中次磨『西哲夢物語』解題、『明治文化全集』第一卷、第三版、日本評論社、一九六七年、二一頁以下。大久保利謙『明治憲法の出来るまで』至文堂、一九六六年、一七七頁参照。
- (2) 板垣退助監修『自由党史』下、岩波文庫、一九五八年、三四六頁。野沢鷄一編『星亨とその時代』2、東洋文庫、一九八四年、三四頁参照。
- (3) 今中の表現によれば、『西哲夢物語』の出版は「伊藤の草案にケチをつけようというのがネライであった。」前掲解題、二四頁。
- (4) 『自由党史』下、二七九頁。
- (5) 中村吉三郎によれば、伊藤への詔旨の原案には「殊ニ我カ国体民俗ノ良友タル独乙各国」とあったという。中村『明治法制史』増補版、第一輯、弘文堂、一九五六年、一一九頁。伊藤憲法調査団の足跡、とくにシュタインとの関係については、瀧井一博「伊藤博文滞欧憲法調査の考察」『人文学報』八〇号、一九九七年、三三三頁以下、が多くの資料を駆使して詳細に展開している。とくに四二頁以下の調査団の日程表は大いに参考になった。
- (6) 堅田「独逸学協会とドイツ法学——加藤弘之および穂積陳重との関連で——」『比較法史研究』四号、三二二頁以下参照。
 なお、金子堅太郎は伊藤がドイツに赴いた事情について端的に述べている。「明治十四年頃の欧羅巴は、独逸が千八百七十年に仏蘭西に打ち勝ち、新に独逸帝国を建設し、又大宰相ビスマルクが皇帝ウイリアム一世を補翼して欧羅巴を震撼せしめた勢ひの盛んな時代であり、此の独逸帝国は世界の憲法国の中でも君権の赫々たる国であるから其処に伊藤公を派遣して憲法を取調べさせようと云ふことに廟議が極まつた。」鈴木安蔵『日本憲法史概説』中央公論社、一九四一年、三三六頁参照。
- (7) 堅田「ロエスラーと独逸学協会——明治憲法との関連で——」『獨協法学』四四号、一九九七年、二二九頁以下参照。
- (8) 尾佐竹猛『日本憲政史』日本評論社、一九三〇年、三三八頁。瀧井、前掲論文、四六頁参照。なお、吉野作造「スタイン、グナイスと伊藤博文」『日本の名著』48、中公パックス、一九八四年、三八〇頁以下は、吉田正春談を紹介しながらも、一行がこれに憤慨してウイーン行きを決めた、という説を疑問視している。

- (9) 『西哲夢物語』明治文化全集版、四三二頁。
- (10) 同書、四七三頁。
- (11) 同書、四七七頁。
- (12) 瀧井、前掲論文、四三三頁参照。
- (13) 『伊藤博文伝』復刻版、中巻、原書房、一九七〇年、二九六頁以下。吉野、前掲論文、三八六頁以下。鈴木、前掲書、三三八頁。大久保、前掲書、一七五頁以下。平野武「シュタインの日本国制史観」『龍谷法学』一二巻三号、一九七九年、三〇頁。萩原延壽『陸奥宗光』下巻、朝日新聞社、一九九七年、三二〇頁参照。
- (14) 色川大吉『近代国家の出発』日本の歴史21、中公文庫、一九七四年、四三三頁。
- (15) 瀧井一博『日本におけるシュタイン問題』へのアプローチ』『人文学報』七七号、一九九六年、二七頁以下。瀧井論文は概してシュタインに好意的であるが、これに反してツェルナーのシュタイン論は辛辣である。ツェルナーによれば、シュタインが日本のために尽力したのはもっぱら経済的理由によるもので、彼は日本における煙草の輸入や鉄道事業さえも構想しつゝたところ。Reinhard Zölner, Lorenz von Stein und Japan, in: Lorenz von Stein 1890-1990, Akademischer Festakt zum 100. Todestag, hrsg. v. Albert von Mutius, Heidelberg, 1992, S. 33f.
- (16) 『伊藤博文伝』復刻版、中巻、三三〇頁以下。吉野、前掲論文、三八四頁。萩原、前掲書、下巻、二九六頁参照。他に、瀧井「伊藤博文滞欧憲法調査の考察」七〇頁。
- (17) 『伊藤博文伝』中巻、三〇五頁。鈴木、前掲書、三四一頁参照。
- (18) 「グナイスト、シュタイン両氏ハ、当今ノ大学者ニシテ、勿論其著述頗浩翰、各国学者仲間ノ尤称讃スル所ノ人物ニ御座候、而シテ両氏共、其主説ハ守旧ニ傾斜セル者ト被察申候。」岩倉具視あて伊藤博文書簡（明治一五／一八八二年八月九日付）。鈴木、前掲書、三三八頁参照。
- (19) ロエスラーにおける「君主主義・立憲主義・社会主義」について、堅田、前掲論文、二五〇頁以下参照。
- (20) Zölner, a. a. O., S. 33. 『伊藤博文伝』中巻、三二九頁以下参照。
- (21) 「シュタイン詣で」という表現は、尾左竹猛が初めて用いたとされる。「実際、その頃我邦人にして欧行したものは、スラインを訪ねなくては肩身の狭い思ひをなした程で、謂はば、スライン詣でともいふべき流行であつたのである。」尾左竹

- 「須多因の観たる日本の国体と風俗」『昭徳』一九四一年九月号、一〇三頁。この点につき、瀧井『日本におけるシュタイン問題』へのアプローチ」三〇頁、注(4)参照。
- (22) 瀧井『日本におけるシュタイン問題』へのアプローチ」四八頁以下の年表参照。
- (23) 林薫『後は昔の記』東洋文庫、一九七〇年、二二四頁以下。
- (24) 堅田「穂積陳重の法思想——立法と法学の使命について——」『獨協法学』三七号、一九九三年、二二三頁以下参照。
- (25) 穂積陳重『法窓夜話』岩波文庫、一九八〇年、二一九頁以下。
- (26) 山室信一『法制官僚の時代』木鐸社、一九八八年、三三三頁。
- (27) 芳賀徹・清水勲・酒井忠康・川本皓嗣編『ビゴ素描コレクション』2、岩波書店、一九八九年、三八頁、一三六頁。清水編『続ビゴ素描集』岩波文庫、一九九二年、一六八頁以下参照。
- (28) 中江兆民とビゴの關係につき、清水『漫画の歴史』岩波新書、一九九一年、八一頁以下、とくに九五頁以下参照。
- (29) 『ビゴ素描コレクション』2、五〇頁。
- (30) 尾佐竹『日本憲政史大綱』下巻、日本評論社、一九二九年、七二六頁。中村、前掲書、第一輯、一二〇頁参照。
- (31) Johannes Siemes, Die Gründung des modernen japanischen Staates und das deutsche Staatsrecht, Der Beitrag Hermann Roeslers, Berlin, 1975, S. 62. ジーメス『日本国家の近代化とロエスラー』本間英世訳、未來社、一九七〇年、一〇八頁。
- (32) 鈴木「旧プロシア憲法の最初の邦訳——『西哲夢物語』附載旧プロシア憲法のテキストについて——」、同『日本憲法史研究』叢文閣、一九三五年、二三四頁。なお、鈴木は井上訳のテキストを、Laferriere et Barbie, Les Constitutions d'Europe et d'Amérique と推定している。
- (33) 『西哲夢物語』明治文化全集版、四九〇頁以下。「ロエスレル起草日本帝国憲法草案」、国学院大学日本文化研究所編『近代日本法制史料集』第六、東京大学出版会、一九八三年、一六頁以下、および同書末尾の「ロエスレル起草日本国憲法草案 独逸文原本」参照。『近代日本法制史料集』所収のものは、梧陰文庫文庫つまり井上毅関係文書中の「ロエスレル答議」の一部であるが、この憲法草案は全九十五条からなっており、『西哲夢物語』所収の草案が全九十四条であるのと若干異なる。

- (34) 大久保、前掲書、一九〇頁以下参照。
- (35) 同書、一九一頁。
- (36) 『自由党史』下、二七九頁。
- (37) 「枢密院にて取調中の憲法草案」、『政論』創刊号、一八八八年。大久保、前掲書、一九七頁以下参照。
- (38) 大久保、前掲書、一九六頁も同旨。
- (39) 『星亨とその時代』2、八九頁以下。三四頁以下の熊谷平三談話も参照。
- (40) 大久保、前掲書、一九五頁参照。
- (41) 『ビゴー素描コレクション』2、九四頁以下参照。
- (42) 幸徳秋水『兆民先生』岩波文庫、一九六〇年、一八頁。中村、前掲書、第一輯、一二二頁参照。
- (43) 清水『漫画の歴史』七八頁以下参照。なお、江村栄一編『自由民権と明治憲法』吉川弘文館、一九九五年、の口絵頁には、和田英作画の「憲法発布式」の荘重な油絵と、安達吟光筆の「大日本頓知研法」の漫画とが仲良く並んで載っている。
- (44) 平野、前掲論文、三五頁。瀧井『日本におけるシュタイン問題』へのアプローチ」二七頁以下参照。

追記：脱稿後、校正直前になって『西哲夢物語』の復刻版を入手した。写真製版により可能なかぎり忠実に原本を復原したもので、京都の宮田豊氏が一九七一年に発行した。奥付に「限定七〇部」とある。復刻版ではあるが、秘密出版事件の一端に連なった心地がする。